

STG 松江 縁 テニスコート（松江市営庭球場） 東・西 会議室 利用料金

占用利用

利用区分 \ 時間区分	1時間につき
一般	360円
営利宣伝を目的とした場合	450円

- 西棟ミーティングルームの利用料金は、テニスコートを4面以上占用利用する場合は徴収しない。
- 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含む。
- 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収する。